

平成30年度第2回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会 議事録

平成30年8月21日（火）

【和田技師】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第2回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図でございます。資料1が土壤汚染対策のあり方検討について、資料2が補足説明資料、資料3が今後のスケジュール、参考資料1が中央環境審議会第二次答申の抜粋、参考資料2が前回の議事録です。皆様、漏れ等はございませんでしょうか。

また、昨年1年間の部会の資料をとじたファイル及び前回の資料をとじたファイルを机の上に置いております。それらにつきましては、お帰りの際には机の上に置いたままにしておいていただくようお願いいたします。

それでは、議事にお入りいただきたくと存じます。平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 ありがとうございます。

きょうは、資料1が結構厚いんですけれども、2つに分けてご審議いただこうと考えてございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の審議に入るわけですけれども、議事の中の（1）生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方検討についてというところで、まず、資料1の中の操業中・猶予中の工場における土壤汚染状況調査のあり方について説明をいただきまして、ご審議をお願いしたいと思っております。

では、説明をお願いします。

【倉内副主査】 事業所指導課の倉内です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1をごらんください。生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方検討としまして、1枚めくっていただいて、A3のページに今回ご説明させていただく内容をまとめさせていただいております。

今回は（2）から（5）までの内容についてご審議いただければと思っております。

まず、(2)の操業中の法・条例対象工場における土壌汚染状況調査のあり方についてでございますが、こちらについては、前回、ご議論いただきましたけれども、現行条例における規定との関係をいま一度検討しましたところ、改めてご審議いただきたい点がございまして、その部分について論点をご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、操業中・猶予中の工場における土壌汚染状況調査のあり方について、5ページから概要を示しております。前回からの変更点については8ページをごらんください。

前回の部会では、改正法の手続に合わせまして、操業中・猶予中の条例の対象工場においても土地所有者は形質変更の届出を行い、土壌汚染状況調査の結果の報告を命ずる規定とすると論点をお示ししておりましたが、現在の条例において、3,000平米以上の形質変更の手続については土地の利用履歴の報告を義務づけており、有害物質の使用等がされた可能性があると思われる場合には土壌汚染状況調査結果の報告を併せて義務づけています。

この従来の規定に合わせまして、今回、操業中及び猶予中の条例の対象工場についても、3,000平米未満の土地の形質変更であって一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、8ページの四角の中の2つ目のポツですけれども、形質変更を行う土地における過去の有害物質の使用履歴等を調査し、その結果を知事に報告するとともに、当該調査の結果、有害物質が使用等された可能性があると思われる場合には土壌汚染状況調査を行い、その結果について報告するものとするいたしました。この点が前回より変更させていただいた点でございます。その他の内容については前回から変わりはありません。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。あとのところの変更はないということですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 面積要件については、大阪府は東京都と比較して面積が大きい小さいという議論はあったんですけども、詳細なデータがないということでよろしいですかね。

【倉内副主査】 はい。そのようなデータはございません。

【平田部会長】 結構、大阪のほうが1カ所当たりの面積が大きいかなというような感じもあったんですけども、細かい資料がないということで、詳細な突き合わせは難しいということですね。基本的には900平米で行うということですね。

【金城課長補佐】 現在、統計がとられているデータからいたしますと、前回ご説明させていただきましたように、府域に特別な事情はないだろうと考えてございますけれども、

施行状況をよくチェックしまして、必要があれば見直していくということを念頭に置きつつ施行していきたいと考えてございます。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。黒坂先生、益田先生もよろしいでしょうか。木元先生、勝見先生。

じゃ、こういうことで、国と大きな齟齬はないような感じで運用していくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、2の、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方等、法改正を伴わない技術的な事項ということで、この2つについて説明をお願いいたします。

【倉内副主査】 引き続き、資料1を用いてご説明させていただきます。まず、3ページを開いていただければと思います。

続いてご説明させていただく部分については、3番の法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方。こちらについては、前回の部会において中環審の答申の内容や府域の状況についてご説明させていただきましたので、今回、論点をお示しさせていただきます。

さらに、4番のその他（法改正を伴わない技術的な事項）につきましては、今回新たにお示しする事項となりますので、中環審の答申の内容と府域の状況を整理しまして論点をお示しさせていただきます。

資料の13ページをごらんください。

指定区域におけるリスク管理のあり方の1つ目としまして、要措置区域における汚染の除去等に係るリスク管理の強化についてお示ししておりまして、前回ご説明した部分については省略させていただき、論点について17ページの5)をごらんください。

改正法では、汚染除去等計画の作成や措置完了報告の提出が義務づけられたところでございます。条例に基づき指定する要措置管理区域についても、措置内容の確認を確実に行うことができるように、法と同様に汚染除去等計画を作成して提出すべきことを指示するものとし、この汚染除去等計画の提出のあった日から30日を経過した後でないとは実施措置を講じてはならないとする規定を設けることが適当ではないかとしております。

また、汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していないと認めるときにはその変更を命ずることができる規定であるとか、実施措置を講じたときにはその旨を報告しなければならないという規定を設けることが適当ではないかとしております。

さらに、指示において示す事項など、中環審の第二次答申で示されたような具体的な事

項について示させていただいておりますが、法との整合を図ることが適当ではなかと整理をさせていただいております。

ただし、現時点では政省令の公布がまだですので、要点となるところを取りまとめていただきたいと考えております。政省令の改正が予定されていますこれ以降の事項についても、同様とさせていただきたいと思っております。

続いて、19ページから臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化について、24ページの5)に論点を整理させていただいております。

改正法では臨海部の工業専用地域において形質変更を行う場合には、事前の届出にかえて一定の期間ごとの事後届出とするとされたところです。

条例において、法と同様に特別の要件を満たす区域については、自然由来特例区域などに指定できる規定を設けており、また、臨海部の工業専用地域には有害物質使用届出施設を設置しておる工場等が存在しておりますので、今後、条例に基づく自然由来特例区域への指定が行われる可能性がございます。このため、条例においても人の健康へのリスクに応じた規制とする観点から、法と同様の特例措置を設けることとし、土地の汚染が専ら自然または埋立材に由来するものであり、かつ人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質変更については、土地の所有者が「土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針」を作成して、知事の確認を受けた場合には、事前届出の例外として、一定の期間ごとに事後的に届出を行うこととする規定を設けることが適当ではないかとして論点を示しております。

25ページに具体的な事項の要点を記載しています。こうした事項について、法と整合を図ることが適当ではないかとしております。

続いて、26ページをごらんください。

自然由来等による基準不適合土壌に関するリスクに応じた規制の合理化についてお示ししております。

2)に中央環境審議会の第二次答申の概要をお示ししております。区域間の移動が可能な汚染土壌の要件として、地質的に同質な状態で広がっていることが挙げられております。前回の部会の中で、地質が同質であることの確認を大阪府ではどのように行っているのかとご指摘をいただきましたので、その点について、資料2の1ページでご説明させていただきます。

府域における地質データの整備状況等についてまとめさせていただいております。

1 ページの 3 ポツ目を見ていただければと思います。

府域の自然由来特例区域は、大阪市域と門真市域にあります。大阪市域では、大規模工事のための支持層の確認のために、深さ 40 メートルまでのボーリング調査を実施されておりまして、このボーリング結果と周辺の既に指定済みの区域でのボーリング調査の結果から基準値超過が確認されている地層の連続性を確認したり、自然由来による汚染だということをお判断しております。

門真市域については、人為由来の汚染を全て掘削除去した後に自然由来汚染の確認のために自然由来特例の調査、深さ 10 メートルまでのボーリング調査を実施しております。地層断面から連続性があることと、同一の地層から同程度の基準値超過が確認されているということから、自然由来による汚染と判断しております。

これらのうち大阪市域のボーリング調査結果を取りまとめた資料については、2 ページに示しております、論文から抜粋させていただいたものになります。

また、こういったボーリング調査結果以外に、地層断面であるとか土質特性を把握するために、「新関西地盤」、「大阪平野から大阪湾 2007」であるとか、3 ページに示しております「関西圏地盤情報ライブラリー」などを活用して、地質についての確認を行っております。

それでは、資料 1 に戻っていただければと思います。

自然由来による規制の合理化についての論点につきましては、29 ページの 5) をご覧ください。こちらに論点をお示ししております。

改正法では、自然由来等による基準不適合土壌の搬出を行う場合には、処理施設での処理に限定せず、届出を行って、汚染状態が同様である別の指定区域への移動を可能とするという規定が設けられたところでございます。

自然由来特例区域や埋立地特例区域の土壌は、汚染の濃度が低く、特定の地層に分布していると考えられますので、条例に基づく要届出管理区域についても、適正な管理のもとでの資源としての有効利用を可能とすべきではないかとお示ししております。

具体的には、法と同様に、自然由来等による土壌の搬出を行う場合には、処理施設での処理に限定するのではなく、届出を行って、汚染状態が同様である別の指定区域への移動を可能とする規定を設けることが適当ではないかと論点をお示ししております。具体的な要件については、法との整合を図ることが適当ではないかとしております。

続いて、30 ページから、区域指定された土地の土壌の移動に関するリスクに応じた規

制の合理化についてお示ししております。こちらについては、31ページの5)に論点をお示ししております。

改正法では、同一の契機で行われた調査に基づき指定された区域間での移動を可能とするという規定が設けられたところでございます。

条例に基づく指定区域の中にも飛び地になって区域指定されているものがあり、迅速なオンサイトでの処理の妨げにならないように、法と同様に同一の調査契機による土壤汚染状況調査結果に基づいて指定された区域の間において、土地の形質変更を使用する場合には汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなくてもよいとする規定を設けることが適当ではないかと論点をお示ししております。

また、自然由来の区域指定間の移動であるとか飛び地間での移動につきまして、前回の部会で、土砂条例との関係の整理をするようにとご指摘をいただきました。そちらについては、資料2の4ページをごらんください。土砂条例の概要についてまとめさせていただいております。

土砂条例の目的とするところは、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことによって、土砂埋め立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することというものです。

対象としているのは、土地の埋め立て、盛り土、その他の土地への土砂の堆積（一時的な保管も含みます）というような行為であり、土砂の埋め立て等を行う区域の面積が3,000平米以上の場合であれば、土砂の埋め立て等を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないとしております。

ただし、許可を要しない行為としまして、土地の造成等の区域において行う土砂埋め立てであって、当該区域において採取された土砂のみを用いて行うものであるとか、土壤汚染対策法の規定により許可を受けた施設で行う土砂埋め立て、土対法や生環条例に基づく指定区域内で行う汚染の除去等の措置として行う土砂埋め立て等については、許可を要しない行為としています。

許可の基準については、災害の発生を防止するため、地下水等の排除や擁壁の設置等に関する構造上の基準に適合していることや、埋め立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることなどがあります。

また、許可を受けた者については、搬入する土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことの確認をすることや、排水の定期的な水質検査を実施して、知事への報告を

することを義務づけています。

搬入する土砂の汚染のおそれがないことの確認としましては、土壌汚染対策法の指定基準に適合していない土砂は受け入れてはいけなくなっております。

そうしますと、改正法により認められた、自然由来等特例区域間や飛び地間で汚染土壌を移動させて、搬出先で土地の形質変更を使用するというのは、土砂条例の土砂の汚染の基準に照らしますと搬入できないということになります。この点については、現在、土砂条例を所管する部署で検討されているところでございます。今後、検討の中では、土砂の汚染については土対法の基準を用いていることも踏まえながら検討すると聞いておりますが、今後、公布される政省令を確認した上でということになるかと思えます。

続きまして、資料1の32ページをご覧ください。

32ページからは、法改正を伴わない技術的な事項としまして、今回新たにご審議いただく事項となります。

まず1つ目が、土地の形質変更時の届出の対象についてでございます。

中央環境審議会では、一定規模以上の土地の形質変更については、汚染の可能性が低いと考えられるような土地については届出の対象外とすることを検討すべきであるとされたところです。

第二次答申において、知事において土壌汚染状況調査に準じた方法によって調査した結果、汚染がないと判断された場合には、当該区域を3,000平米以上の形質変更の届出の対象外の区域として指定することができるということが適当であると示されたところです。

条例においては、一定規模以上の土地の形質変更時の手続としまして、法の届出にあわせて土地の利用履歴等の報告を義務づけていますので、法の規定に基づいて、一定規模以上の土地の形質変更の届出の対象外の区域として指定した場合には、土地の利用履歴の報告を要しないとする規定整備を行うことが適当ではないかとしています。

33ページの土地の形質変更時の調査の対象とする深度については、中環審の答申では一定規模以上の土地の形質変更時の届出に係る調査命令について、形質変更の範囲外の土壌については搬出による汚染の拡散や地下水汚染の発生リスクは低いと考えられることから、調査命令による調査の対象とする深さを原則として掘削の深さまでとすべきであるとされたところでございます。

第二次答申で具体的な内容が示されまして、調査の手続きであるとか、調査命令の対象

の範囲については、原則として形質変更の深さより1メートル深い深さまでに汚染のおそれがある場合に調査命令の対象とすることということが示されたところでございます。台帳につきましても、調査の対象範囲であるとか、どこまでの深さ、汚染状況がどうかということも記載することが適当であるとされたところです。

また、②の、区域指定時に調査していない深さの範囲において形質変更を行う場合の取り扱いとして、34ページにお示していますように、要措置区域において、措置に伴って形質変更する場合には、形質変更の深さより1メートル深い深さまで土壌の汚染状態を調査することであるとか、形質変更時要届出区域においても、形質変更する深さより1メートル深い深さまで汚染状態を調査して届出に添付することとされたところです。

条例につきましては、土地の形質変更時に行う土壌汚染状況調査について、施設の廃止時の調査と同様に、土地の形質変更の深さにかかわらず、汚染のおそれが生じた場所から深さ50センチまでの土壌を採取することとする規定を設けております。また、条例においては、指定区域における土壌汚染状況調査について、調査対象とする深さに関する規定は設けておりません。

そこで、3) 条例に基づく土地の形質変更時の調査の対象とする深度のあり方としまして、一定規模以上の土地の形質変更時であるとか、今回新たに追加される条例に基づいて行う操業中・猶予中の工場における土地の形質変更時の調査についても、法と整合を図ることが適切ではないかということで整理をさせていただいております。

続いて、36ページをごらんください。

埋立地特例区域の指定要件についてです。

中環審の答申では、昭和52年以前の埋立地であっても、専ら埋立材由来であるとか、第二種特定有害物質については第二溶出量基準適合であるとか、地歴調査によって廃棄物が埋められていない場所であるということが確認された場合には、埋立地特例区域に指定できるようにすべきであると示されたところでございます。

第二次答申で具体的な汚染状態に関する要件について、水面埋立てに用いられた土砂であることや、廃棄物が埋め立てられている場所ではないことであるとか、人為的原因に由来する汚染のおそれがないことなどが示されたところです。

また、既に一般管理区域や埋立地管理区域に指定されている土地についても、指定の要件を満たすことが確認できる資料を提出すれば、埋立地特例区域に変更できるということが示されたところでございます。

37ページをごらんください。

埋立地特例区域の調査方法についても、今回、全ての特定有害物質の試料採取地点については30メートル格子の中心とすることなど、調査方法が改められたところでございます。

条例の概要についてですが、条例に基づく埋立地特例区域については、昭和52年以降に公有水面埋立法に基づいて埋め立てられた土地に限るなど、法と同様の指定の要件を定めており、埋立地特例区域の調査方法についても法と同様の内容で定めております。

府域の状況としまして、現在、条例に基づく要届出管理区域が25件ございまして、埋立地管理区域への指定はございませんが、25件のうち13件については昭和52年以前に埋め立てられた土地に位置しています。

4)として、指定要件のあり方について論点をお示しております。

条例に基づく埋立地特例区域についても、昭和52年以前の埋立地であっても汚染原因が専ら埋立材由来であることや、汚染状態が第二種特定有害物質については第二溶出量基準適合であることに加えて、第一種、第三種、シアン化合物については溶出量基準、含有量基準に適合していること、廃棄物が埋め立てられている場所ではないことなどが確認された場合には、埋立地特例区域に指定できるようにすることが適当ではないかと論点をお示しております。具体的な指定要件については法と整合を図ることが適当ではないかとしております。

続いて、38ページをごらんください。

区域指定された土地の形質変更の施行方法についてでございます。

中環審の答申では、要措置区域の措置に関する施行方法に関する基準は飛散流出防止のみとなっているのに対して、形質変更時要届出区域における土地の形質変更の施行方法は、準不透水層まで遮水壁を設置するなど、厳しいものになっているとございますので、地下水質の監視を行いつつ地下水位を管理する施行方法を認めることが適当であると示されたところでございます。第二次答申の中で具体的な施行方法の要件について示されたところでございます。また、要措置区域に搬入する埋め戻し土の品質管理についても、分析頻度等の要件について示されたところです。

条例の概要としまして、要届出管理区域における土地の形質変更の施行方法について、現行法と同様に、溶出量基準に係る基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすることとしておりまして、地下水質の監視を行いつつ地下水位を管理する施行方法は認めておりま

せん。

府域の状況としまして、平成29年度末までに要措置管理区域を累計で1件、要届出管理区域を累計で47件指定しており、これらのうち17件については、条例に定める施行方法の基準に従い汚染の除去等の措置が行われて、指定を解除しています。

4)に土地の形質変更の施行方法のあり方として、論点を示しております。

条例に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域における土地の形質変更について、地下水質の監視を行いつつ地下水位を管理する施行方法を認めることとして、具体的な要件については法との整合を図ることが適当ではないかとさせていただいております。

続いて、40ページをごらんください。

(5)認定調査の合理化についてでございます。

中環審の答申の中で、汚染土壌を指定区域から搬出する際の認定調査については、認定調査の対象物質を原則として区域指定に係る特定有害物質に限定すべきであるということが示されたところでございます。

第二次答申で具体的な試料採取の選定について示されたところでございます。地歴調査において汚染のおそれを詳細に把握して、試料採取等対象物質は原則として区域指定対象物質とすることとされております。区域指定時から汚染の状況の変化があった場合であるとか、区域指定時に調査物質であるとか範囲の限定があった場合に、それぞれ対象物質をどのようにしないといけないか、詳細な要件が示されたところでございます。

試料採取頻度につきましては、41ページの表のとおりとされたところでございます。

さらに、41ページの1ポツ目、指定区域内への搬入土に含まれる特定有害物質についての取扱いについても、要件が示されたところでございます。

また、事前に行われた詳細調査の結果の活用について、認定調査時の地歴調査の際に利用することができることが適当であるとされたところでございます。

条例の概要についてですが、条例は、現行法と同様に、認定調査において全ての管理有害物質について試料採取を行うこととしておりまして、区域指定対象物質に限定するなどを可能とするという規定は設けておりません。

42ページをごらんください。

府域の状況としまして、大阪府では国家戦略特区の指定を受けて、平成28年の4月から認定調査についての特例措置が適用されております。区域指定に係る有害物質のみを調査対象とすることで足りるとするものでございます。この特例措置は現在までに6件の適

用がございます。

表には28年度まで載せていますけれども、まだ集計中ではあるのですが、29年度には法に基づく認定調査が10件なされておりまして、全て特例措置による調査でございました。

4)に認定調査における試料採取等対象物質等の選定のあり方としまして、論点をお示ししています。

条例においても、適切かつ効率的な調査をするという観点から、法と整合を図ることが適当ではないかと整理をさせていただいております。

ここで、資料2の5ページをごらんください。

前回の部会までに、5ページにお示ししています、地下浸透防止措置が講じられた施設の廃止に伴う土壤汚染のおそれの判断について、審議項目に含めておりました。中環審の答申の概要としましては、平成24年に水濁法が改正されて、地下浸透防止のための構造や設備、使用の方法に関する基準の遵守などを義務づける規定が設けられたことを受けて、地下浸透防止措置が確実に講じられていることが地歴調査によって確認された土地については、土壤汚染のおそれが認められないものとして取り扱うべきとされまして、第二次答申において具体的な取扱いが示されたところでございます。

2)条例の概要ですけれども、条例においては平成24年以前から有害物質を含む汚水及び廃液の地下浸透を禁止しておりまして、施設の構造基準等を定めてということではなく、有害物質を含む汚水等を浸透させるおそれがあると認められる場合に、届出施設の構造や使用方法の改善、施設の使用の一時停止を命ずる規定を設けて地下浸透の防止を図っているところでございます。この点、従来から変わりありませんので、条例のあり方検討の項目から外させていただきたいと存じます。

では、また資料1にお戻りいただいて、43ページをごらんください。

(6)としまして土壤汚染状況調査の合理化についてまとめております。

こちらについては、第一次答申では示されなかった土壤汚染状況調査に係る事項について、第二次答申の概要をまとめさせていただいております。

①としまして、第一種特定有害物質の調査の際の対象物質の選定方法についてですけれども、土壤ガス調査において使用履歴のある特定有害物質またはその分解生成物の土壤ガスが検出された場合には、土壤ガスが検出されなかった当該特定有害物質やその分解生成物についてもボーリング調査での試料採取の対象とすることが適当であるとか、分解生成

物について、四塩化炭素が分解して生成したジクロロメタンについても試料採取の対象とすることが適当だということが示されたところです。

また、②ガス調査の結果を用いた区域指定の方法については、ボーリング地点の調査結果によって、それぞれの範囲に対して独立に区域指定の判断をすることであるとか、調査の一部を省略した場合は、試料採取を行った汚染状態が明らかになっている区画は、その結果を用いて評価することが適当だということが示されたところでございます。

44ページをごらんください。

③汚染の由来ごとの調査の方法については、土地の部分ごとに汚染のおそれの由来に応じた調査を行うことが適当であること、④の自然由来特例の調査の方法については、ボーリングによる試料採取を実施した30メートル格子については、その結果に基づいて基準の適合性を評価することが適当であること、45ページにまいりまして、自然由来特例の調査において、今までは第二溶出量基準超過はそもそも想定されていなかったのですが、第二溶出量基準に不適合となった場合の区域指定の方法について、第二溶出量基準不適合とみなすことが適当と、調査の方法についてより細かい内容が示されたところでございます。

条例の概要についてですが、条例の土壤汚染状況調査の方法については、現行法と同一の内容をもって定めております。ですので、3)の土壤汚染状況調査の合理化のあり方としまして、条例に基づく土壤汚染状況調査の方法については、中環審の第二次答申の内容に沿った規定を設けまして、法との整合を図ることが適当ではないかと整理をさせていただいております。

以上が(3)(4)のご説明になります。

【平田部会長】 ありがとうございます。

ちょっとボリュームが多いんですけども、まず、2、法・条例に基づく指定区域におけるリスク管理のあり方のあたりからご審議をいただきたいと思っております。

これまで要措置区域というのは形質変更しないということが前提になっていて、だから、定めがないというか、要措置区域に対しては措置命令が出ますので、その措置命令を実施するときに一緒にやってしまう、そういう感じですよ。結局は掘削をするという話ですよ。形質変更時要届出区域に変更するという指定替えよりも、むしろ指定を外すという感じですよ。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】　　そういうやり方が適当だということなのですが、今回は実質的にもう少し管理ができるようにと。もちろん土壤汚染対策法の一番の基本は掘削処理はできるだけやめましょう、持っていき場所もないだろうということですよ。そういう意味で、原位置の処理とか、あるいは形質変更時要届出区域に変えて管理をしていく、管理しながら使っていくという、基本がそこですので、そういう意味で、そういうことができるようにという配慮ですね。

その一方で、形質変更時要届出区域というのは非常に厳しいんですよ。地下水の汚染の拡散はまかりならんという、そこが一番のところですので、そういうところで両者の整合性をとっていくという方向ですね。

大阪府で一番気になるところというのはどこになりますか、これまでの中で注意をしなければいけないところは。手続論はもちろんそうなんですけど、先生方、どうでしょうか。

【勝見委員】　　ちょっと教えてほしいことなんですけど、17ページの四角で囲っている文章のその上の文章で、誤った施行方法により汚染が拡散したり、措置内容が確認できず解除できないとかいうことをご紹介いただいているんですけども、これは計画書等の提出を指導していて、計画書は出てきているんですけども、それについて中身がちゃんと徹底できないのでこういうことが起こってしまっているのか、あるいは、これは指導なので、計画書も何も出てこなくて、わからんままやっぺらっぺらして、それでふたをあけてみたらとんでもないことになっていると、そんな理解でいいんですか。具体的に、誤った施行方法ってどんな施行方法になるのかというのをあわせて……。

【金城課長補佐】　　要措置区域のことですので、相手方に、土地の所有者に……。

【勝見委員】　　ここは要措置管理区域ですよ。

【金城課長補佐】　　済みません、条例に基づきます要措置管理区域についてですので、あるいは法の要措置区域についても同様なんですけれども、措置の指示を法なり条例に基づいて行いますので、相手方を特定して行政の指導下におさめることができます。

措置の具体的な方法について事前に計画書を提出するように指導し、また、その措置の実施状況を立入検査等で確認するということを行っておりまして、現に問題が発生しているかといいますと、そうではありませんで、対応がきちりとできています。

ただし、これはあくまで法令に基づかない行政指導で、行政指導に従って計画書を任意に提出するといったことですので、17ページの囲みの上の文章の最後に「必ずしも言えない」としておりますのは、制度的に裏打ちされたものではないということについて

て、今回、法改正に合わせて条例についても制度化が必要ではないかという趣旨をまとめさせていただいているものです。

【勝見委員】 この最後のフレーズがそうなんですね。

【金城課長補佐】 はい、わかりにくくて申しわけございません。

【勝見委員】 汚染が拡散したりするのって大変なことだと思ったんですけども、そういうおそれもないわけではないということで、今、まとめられたということですね。

【金城課長補佐】 特に問題は生じていないというのが現状ではあるんですけども、可能性を否定できるということではございませんので。

【勝見委員】 さらっと読んで、びっくりしちゃいました。済みません。

【金城課長補佐】 済みません。

【平田部会長】 ほかにいかがですか。前半の部分ですね。自然由来については、結構、ご意見が出るとお思いますので、それは別にいたしまして、要措置区域の汚染の状況に係るリスクの管理ですね。

【益田委員】 ちょっと教えていただきたいんですけど、17ページの箱の中ですけど、汚染除去等計画の提出のあった日から30日を経過した後でないとは実施措置を講じてはならないという、その30日というのは何が根拠になっているんですか。

【金城課長補佐】 汚染除去の計画が技術上の基準に適合していない場合には計画変更を命ずるというのが改正法の構成となっています。計画の内容を審査し、命令を発するまでの期間を30日間としており、その間は実施を制限するという趣旨です。

【益田委員】 ということは、30日以内に行政のほうもきちんと対応するという事なんですよ。

【金城課長補佐】 そうです。

【益田委員】 30日で大丈夫なんですか。

【金城課長補佐】 例えば施設の設置であるとか、届出を出して、それに対する計画変更を命ずるという行政処分はそれぞれ期間が決まっていますけれども、おおむね30日前後というところです。それにバランスをとるような格好で改正法も定めているのではないかと思います。

【平田部会長】 基本的に、一番は地下水の拡散だと思うんですけども、それを制御する形であれば工事はいいですよという、基本のスタンスはそこですよ。実際に計画も提出すると。今までは、基本的には形質変更しないから計画変更も出さなかったんですね。指

導の中でやっていたんですね。

【倉内副主査】 指導中です。

【平田部会長】 指導の中でやっていて、法の中ではなかったんですね。

【金城課長補佐】 はい、そうです。

【平田部会長】 でも、実際は皆さん、指導で出させているんだけど、それを明確に法の中に位置づけたということだと思うんですね。30日というのは、チェックするほうでそのぐらいの時間はかかるということだと思うんですね。

【益田委員】 法律もそうですけど、結構、30日というのは何か短いような気が……。行政のほうも大分頑張らないといけないなという印象を持ったので。

でも、法律でもそれで大丈夫と思っているんですね。

【平田部会長】 多分、大丈夫と。

一番やっかいなのは、大阪府の場合、業務を政令市に委託していますよね、移譲していますよね。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 その政令市の中でも、ものすごく差がありますよね。大きい小さいがあるので、そのところはちゃんと指導していただくんでしょうね。

【金城課長補佐】 益田先生がおっしゃいました30日ではなかなか厳しいのではないかとご指摘ですけれども、多くの場合は、計画書の提出の前にご相談をいただけるものと思います。

【益田委員】 ああ、そう。

【平田部会長】 大抵、相談されますかね。

【倉内副主査】 そうですね。

【平田部会長】 計画書を出すまで、これだけのものは整えてくださいよということで出てきて、チェックすると。

【倉内副主査】 はい、そうです。

【平田部会長】 ほとんどそうになっています？

【倉内副主査】 大体、事前に電話でまず問い合わせがあって、そこから来てもらってやりとりが始まるので、その間でも、結構、一、二カ月かけたりする場合がありますので、そこで十分、内容を詰めて、あとは審査だけで30日というふうにしております。

【勝見委員】 いきなり提出するということは、物理的にもほぼ不可能だというぐあい

に考えておいたらいいんですか。

【倉内副主査】　そうですね。要措置区域とかとなる場合には、事前にどういう計画をするのかとか、現状でも早目早目に相談するようにと相手方に伝えていきますので、その中でずっと整理をしておりますので、いきなり出てきてというのは、今のところはございません。

【平田部会長】　実際、自治体、市でやることが多いですよ、大阪府の場合。

【金城課長補佐】　権限を移譲しておりますので。

【平田部会長】　ほとんど権限を移譲しているでしょう。ほとんどと言ったらおかしいけど、ものすごく多いんじゃない？

【倉内副主査】　はい。半分、移譲しております。

【平田部会長】　半分ぐらいですよ。それがちょっと関西では他の自治体と違うところだよ。

【金城課長補佐】　もちろんそれぞれ権限をお持ちになっている市町村でどのような判断をするかということなんですけれども、行政間でいろいろと情報交換をしたり、経験を共有したりとか、そういったことに努めています。

【平田部会長】　まあ、そうですね。

府にも相談があるわけですよ。多分、これ、どうしようという話。

【金城課長補佐】　はい。日ごろからいろいろと。

【平田部会長】　そうですね。多分、私が見ていても、なかなかこの自治体では判断できないんじゃないかなと思うところが結構ある、いや、ごめんなさい、変な言い方なんですけど、多いですよ。特に南のほうは結構多いようです。

【金城課長補佐】　そこまでのことはおそらく府内ではないかと思うんですけれども、十分に情報共有しながら対応しています。

【平田部会長】　その自治体も心配だと思うんですよ。なかなか判断がつかないというか、そういうところが結構ありますよね、そこが大変なところなんだろうけど。

ほか、よろしいでしょうか。

これは実際に動いているものを追認したという格好ですよ。今までこうやってきましたよ、それを明確に法に位置づけて、こうやりましょうという話がほとんどだと思います。

あと、その次は臨海部ですよ。臨海部につきましては、昭和52年以前の埋め立てがほとんど、多いんですよ。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 52年以降のものを対象にしてもあまり効果がありませんよというところで、52年以前のものについては、やはり埋立地としての調査をしていただくと。それでもって第一種、第二種、第三種、で、一般の52年以降の埋立地に同等であれば特例を認めるということですね。

大阪府にはそういうふうな問い合わせみたいなのはありますか？

【倉内副主査】 今のところございません。

【益田委員】 この埋立地の場合というのは、結構な面積でもともと下にごみが埋まっているとかはあるんですか、特に管理区域に指定されているような場合。

【金城課長補佐】 詳しいデータは今ありませんけれども、最近は数が減っていますが、工場が敷地内に最終処分場を設けて産業廃棄物を埋め立てていたという例がところどころにあります。

【益田委員】 それは、今でもそれぞれの工場がどこに最終処分場を持っていたかというのを把握しているんですかね。

【金城課長補佐】 明確に把握できておりますのは、昭和52年に廃棄物処理法で最終処分場の設置の際の届出制度が整備されました。ですので、当初は規模要件がございましたが、基本的に52年以降に埋め立てたものについては最終処分場の跡地であるということを確認できています。

【益田委員】 それで、ここでも52年の前と後で差ができていますね。

【金城課長補佐】 はい、そうです。

【平田部会長】 形質変更があった場合の一定期間ごとの報告というのは、基本的には1年ですよ。1年単位で報告するということですよ。

【金城課長補佐】 中環審の答申では1年ごとが適当ではないかということでもあります。省令にどのように書き込まれるかは、基本的には答申を受けてということかと存じます。

【平田部会長】 例えば22ページに臨海部の用途がありますよね。これ、ほとんど埋立地になります？ ほとんどでもないですか。

【金城課長補佐】 この図面、かなり陸側のほうも描いておりますので、大分わかりにくいですが。

【平田部会長】 全部が全部じゃないですね。

基本的には23ページにある図4の島になっているところがほとんど埋立地ということ

ですよね。これは最近のものですね。

【金城課長補佐】 23ページのカラーの図面ですと、青一色に塗り潰されている箇所が埋立地で準工業地域に指定されているところです。

【平田部会長】 でも、基本的に、海面埋め立てだから公共がやっているわけですね。

【金城課長補佐】 はい、公有水面埋立ては基本的に公共です。

【勝見委員】 全部、公共なんですか。公共じゃない場合は……。

【平田部会長】 ない場合もあると思います。

【勝見委員】 大阪は少ないでしょうけど。

【平田部会長】 ないことはないですね。認められればやっていると思います。

ただ、関西の場合は埋立地がないと廃棄物行政が進みませんので、特に和歌山市さんというのは、焼却灰なんていうのはほとんど全部、フェニックスに入れているんじゃない？
自分のところで持っていないと思うけど。

【金城課長補佐】 フェニックス事業は広域処理の事業ですので、和歌山県も含まれています。

【平田部会長】 そうやね。そういうところでも、やっぱり昭和52年以前の廃掃法がちゃんとできるまでに埋め立てたところですよ。そこはちゃんと調査すれば認めてあげますよということですよ。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 それと、もう1つは、政省令の細かいところまで出てこないんですよ。ちょっと僕も心配しているんだけど、9月中に出すと言っていましたっけ。

【金城課長補佐】 10月ごろになるのではないかと聞いております。

【平田部会長】 だんだんおくれますよ。

【金城課長補佐】 政省令公布前に国民意見を聞く手続を環境省ではされるだろうと思われまます。おそらく間もなくだと思います。

【平田部会長】 ということで、これも、埋立地をもう少し使いやすい形でということですよ。

【金城課長補佐】 政省令の公布の予定は10月ごろということのようですけれども、府の条例は土対法とほぼ同じ構成となっております。横出し規制をしておりますのが、有害物質使用施設の廃止のときの調査義務で施設を横出ししているのと、物質についても1物質を加えていますが、調査を行って区域指定した後の土地所有者への義務づけあるい

は手続といったことについては、現在の法と条例とで同じような構成となっているので、やはり法との整合を図ることが重要かと考えてございます。そういった意味で、省令が出てから、もう一度、何か見直さなくてはいけない、改めてご審議を頂戴するようなことも、もしかするとあるかもしれません。

【平田部会長】 日本の場合、埋立地といって線を引いても、道路1本隔ててすぐに住宅地ですよ。そういうところが非常に多いんですよ。ああいうところも、そこは気にはなるんですけどね、土壌の移動とか、そういう話が。大阪府はあまり……。臨海部だったら大丈夫なんですかね。

【金城課長補佐】 臨海部の工業専用地域に代表されます、あるいは、ほかの用途地域でも、直接、海に面しているという場所であれば、事前届出を事後届出に代えるという対象となるわけですがけれども、先生おっしゃいますように、大阪ですと、府道大阪臨海線という旧防潮堤があったところに沿って幹線道路が通っております。その海側は埋立地、陸側は住宅地と、かなり大きな幹線道路でありますけれども、接しているということがあります。

今回の特例的な事後届出ですがけれども、あらかじめ施行方法、管理方法についての方針を土地所有者が行政に提出して、審査を受けた上で事後届出を認めるということでありますので、その際の確認を、住宅地と隣接するような場所については飛散・流出防止措置などがしっかり図られているかを特に審査していくということで適正を図っていく必要があると考えます。

【平田部会長】 ほか、先生方、どうでしょうか。

【勝見委員】 今の話に関連するのかどうか、臨海部特例区域とおっしゃっていますがけれども、それが私、ずばり何なのかがよくわからないんですが、まずは基本的なところ、前に説明いただいていたのかもしれないんですが。

【平田部会長】 それじゃ、改めて、簡単に説明いただけますか。

【倉内副主査】 現在の自然由来特例区域であるとか埋立地特例区域の中で、特にその区域指定が臨海部にあるものについては臨海部特例区域という言い方を今回新たになされています。

【金城課長補佐】 施行管理の方針について行政の確認を受けた場合には事後届出をすることができるという土地の名称として、臨海部特例区域という言葉の中環審のほうで、今回、お使いになっているということでございます。

【平田部会長】 これ、結構もめるところなんです。自然由来特例区域の大きな網がかかっていますよという。本来はそういうものなんですよ。

【勝見委員】 ちゃんとそこを議論しなかった？

【平田部会長】 議論してないでしょう、あれ。

【勝見委員】 すり抜けているというか……。

【平田部会長】 僕はね、やるんだったら、基本的に、もしね……。

【勝見委員】 今ごろ気がついて言ってるんですけど。

【平田部会長】 今ごろ言うたらいかんですけど、やるのであれば、臨海部なんて土対法から外したほうがいと僕は基本的にはそう思いますよ、細かく言えばね。

【勝見委員】 そこまでの話になっちゃいますよね。

【平田部会長】 なってしまうと思いますよ。そういう話だと思うんですよ、勝見先生がおっしゃっているのは。

【勝見委員】 埋立地だと、埋立地というのは公有水面法なりの定義がしっかりしていますよね。でも、臨海部というと非常に曖昧で。

【平田部会長】 曖昧なんですよ。今はあれは網がかかっているんですよ、環境省だけのじゃなくて、あれも網がかかっている、自然由来特例区域があって、その中のある部分ですよという、そこも網がかかっているんですよ。それを外すために民間の方が意見を出されたんですよ。基本的には自分たちで管理したいということなんですよ。今までのように、ちょっとした面積でも形質変更をやる時には届出しなければいけないというのは大変だと。だから、自分たちで管理をしたい。管理したいから1年間でやりましょうという、そういう話なんです。

【金城課長補佐】 場所の限定につきましては、19ページの下の方に人の健康の被害に関する要件、これは中環審の答申の要約ですけども、そこで、工業専用地域またはそれと同等の用途規制が条例により行われている工業港区であるということと、あわせて、地下水の主流向の下流側の方向に海域までの間にその他の地域が存在しないこととありますので、ここで定義されて、対象となる土地が限定されるものと思います。

【平田部会長】 それをどんどん広げられると困るよと僕は何回も言ったんだけど、要は特例区域に接している陸地の特例区域だとか、そういう議論があったんですよ。その辺のところも、多分、明確になっていないでしょう。

【金城課長補佐】 はい。今ご説明させていただいた以上のことは示されていないと思

います。

【平田部会長】 いろいろな土地の所有者がいて、自分たちでその地域全体を管理したいと言うんだけど、僕はやっぱりAという土地の所有者とBという土地の所有者の土壌は、僕はまざらないと思いますよ。絶対にまぜないと思うね、お互いに。A社がB社の土を受け入れるとはとても思わないもの。もしそれを可能にするのであれば、僕だったら、逆に、ある土地のところはどこからでも受け入れますよと。ほんで、そこを掃きだめにしちゃうよね。埋立地の中のごみ捨て場にするという、そういう感じのものが出てくるのが一番嫌かなと、私はそう思いますけどね。

ただ、一般的な土地の扱いの中で、お互いの土が入りまざるといようなことは、僕は基本的には、民間企業の間ではやらないと思いますけどね。受け入れるときには、ちゃんと調べてこいと言いますわ。あなたのところの土地の土壌を受け入れるのであれば、これだけのものは調べてきてくださいと、お互いにそういうふうにやるとは思いますけどね。だから、そんなにはまざらない。ただ、どこか非常に離れたところに持っていくとか、あるいは、ある特定のところに全部押しつけてしまうとか、そういう可能性はありますよね、了解の上でね。という感じですかね。ちょっと気になるのはそこ。

そこが、人が住んでいるところと接しているのがいると、ちょっと厄介だねという、そういう感じがしないでもないですけど。

【金城課長補佐】 事前の方針の確認と、それから、土対法も府条例も、ともに立入検査権がございますので、施行時の状況確認と指導とを図っていくということで問題がないようにしていく必要があるかと思えます。

【平田部会長】 そうですね。管理ですね。

土地の所有者の言うこともわかるんですよ。埋立地ってものすごく広いですから、その中でちょこっとだけやるのに、そのたびに書類を出すというのは大変だねと。それはわかるんですけどね。そういう意味では、やはり管理をちゃんとしておくということだと思います。

【勝見委員】 臨海部特例区域は工業専用地域に限定されるんですよ。第二次答申の文書を見ていたらそのように読めるんですけども。

【金城課長補佐】 はい、工業専用地域です。済みません、先ほどは間違えてご説明いたしました。

【勝見委員】 はい。なので、やっぱりちょっと誤解を生むといけないので、臨海部特

例区域、もちろん答申には書かれているんですけども、ここでもやはり定義というか、
どういう位置づけかというのを書いて公表していただいたほうが……。

【平田部会長】 そのほうが誤解を招かないからね。

【金城課長補佐】 わかりました。

【平田部会長】 そのあたり、きちっと管理ができるようにご注意ください。

【金城課長補佐】 はい、承知しました。

【平田部会長】 あと、26ページから自然由来のところまで出てまいります、これ
はいかがでしょうか。

自然由来のところと、それから土砂条例ですよ、この関係はやっぱり……。

土砂条例の場合は、今、環境基準、指定基準を超えるとだめだよということになってい
るんですよ。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 ほんで、自然由来の場合は特例区域は大丈夫なんだよね、第二溶出量
基準値まで大丈夫でしょう。

【勝見委員】 改正法では。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 そこで受け入れられなくなるよね。

【倉内副主査】 土砂条例上は。

【平田部会長】 ですよ。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 それは土砂条例のほうで今検討しているとおっしゃっていましたよね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 どういうふうな内容のことを検討されているんですか。

【金城課長補佐】 先ほどの説明の中でも少し申し上げましたけれども、まず、許可制
があります。今回の改正法の汚染土壌の移動についても、土砂条例の規模要件は3,0
00平米以上の土砂の埋め立てですので、3,000平米を超えると許可が必要です。た
だし、事業主体によって、あるいは何らかの個別法に基づいて行う事業については許可を
不要としています。

資料2の4ページをごらんいただければと思います。

③許可の「ただし」と書いている下に5つ、許可不要の場合というのがございますけれ

ども、1つ目が、同一の事業の区域内で土砂の移動をする場合、2つ目は公共セクターが行うもの、1つ飛ばしますが、その次に、港湾法、道路法、土地区画整理事業法などの許可あるいは法令の処分に基づいて行うものも許可を不要としています。

今後、認められることになる自然由来特例区域間の土砂の移動の中で、こういう許可不要のケースに当たるものが少なからずあるのかなという感じがいたします。ですが、それ以外のものは許可をとらなくては行けないと。

次にあります条件というのは、許可を受けた場所に汚染された土壌を搬入したらだめですよという条件なんです。⑤に、先ほど申し上げましたとおり、土砂条例が搬入を認めない汚染された土砂の定義は、土対法の指定基準を引用している格好となっております、土砂条例の目的は災害の防止と生活環境の保全ですけども、生活環境の保全について、汚染を土対法と関連づけている条例となっております。ですので、今回の法改正について、土砂条例はあくまでも土砂条例で、土対法の改正は一切関係ないということにはおそろくないのではないかと。土対法との関係で、土砂条例をどのように、どこまで見直すのかということ、今、担当の部署で検討しているところですが、省令を見ないとなかなか結論がつかないのではと思います。

【平田部会長】 これ、厄介だよ、対象となる土砂の埋め立て、②のところ、土地の埋め立て、盛り土とかもありますよね。AからBの土地に、同じ埋立材由来の汚染がある土を持っていきますということは、基本的には今はできないんだよね。

【倉内副主査】 今はそうです。

【平田部会長】 今はできない。将来はできるようになるんだけど、土対法上はできるんだけど、土砂条例では、やっぱり基準値を超えているからだめだよということにならないようにするという、そういう意味なんですか。

【金城課長補佐】 はい。その検討を、今、行われているところです。

土砂条例が認めたものを全て認めないままということでもないのではなかろうかと思いますが、あまり具体的などころまで検討が進展しているわけではないようです。

【平田部会長】 皆さんもそれに参加されているんですか、環境サイドは。オブザーバーとかになる？

【金城課長補佐】 まだまだ内部的な検討の段階です。

【平田部会長】 わかりました。ちゃんと環境サイドも入って議論されたほうがいいですよ。

土砂条例って大抵のところは持っていますよね、都道府県。

【金城課長補佐】 はい。

【平田部会長】 いや、僕ね、非常に気になったのは、兵庫県なんかはものすごく厳しいんですよ。あれはね、昔言われたのは、バケツ1杯の土でも動かすのはだめだと言われた。ええ？ って言われて、いや、宅地造成するときに、自然由来のところがあるんですよ、ちょっとほう素、ふっ素が入っていて。バケツ1杯でもだめだと言われたので、どうしたかというと、家のそれぞれの敷地の中に切り欠きをつくって、造成するときに、工事のときに出るものはそこに入れると。そんなことをした記憶がありますよ。非常に厳しかったですね。

家をつくるときに、コンクリート打つとかあんなんでも必ず掘削しますから、それは全部そこに入れましょうということで、自分の家の敷地の中に入れたということもありましたよね。そのことがすごく頭の中に残っていて。

あまり整合性がとれてないと、ほんとうに動かなくなっちゃいますよね。

【金城課長補佐】 はい。例えばですけれども、自然由来特例区域の土壌はそれほど大きな基準超過はないということですが、一方で、飛び地間の移動の方は人為由来を含んでいて、汚染の状態に上限はないと考えなくてはいけないだろうと思われまます。その取扱いに差が設けるかどうか、そのあたりはやはり慎重な検討を、今後、要することになるのではないかと考えています。

【平田部会長】 どうでしょうか。この辺は悩ましいかなという感じがしますよね。

【勝見委員】 今のところも残土条例、国や地方公共団体で行う土砂埋め立ては該当しないということですから、例えば大阪府さんが土を自然由来特例区域として動かすということはこれにはかかってはこない？

【金城課長補佐】 はい。許可制度の対象外ですので、土砂条例の規制を受けずに行うことができます。

【平田部会長】 土砂条例を受けずにできるんだけど、これでやるときに……。そうか、土砂条例の規制を受けないのか、全然？

【金城課長補佐】 はい。例外的に許可を要さない事業主体であるとか法令がございませけれども、そういった場合、合理的で適正な対応がなされるということで許可を要しないとしています。

【勝見委員】 等ということは、道路会社とか鉄道会社とかが入ってくることになるん

ですか。

【金城課長補佐】 独立行政法人ですとか、それから、設置法に基づく特別会社だったと思いますが、ちょっとお待ちください。

国と自治体以外では、例えば地方住宅供給公社であるとか道路公社であるとか土地開発公社であるとか、それから、国関係の独立行政法人ですとか、先生がおっしゃいました高速道路株式会社も除外規定の対象です。

【勝見委員】 鉄道も一部入ってくる？ 盛り土することは少ないですけども。

【金城課長補佐】 鉄道は事業主体がどこになるかということによってくるかと思えます。鉄道会社をのけるというのはありませんので、例えば連続立体交差事業でしたら公共が事業主体となりますから、そういう場合は対象外ということになるかと思えます。

【平田部会長】 この内容は大阪府だけですよね。大抵こういう内容になっているんですか。他の都道府県というか、土砂条例、皆、持ってますよね、今。

【金城課長補佐】 はい。先生、先ほど兵庫県の例を挙げておられましたけども、近畿圏内でも、都道府県によって……。

【平田部会長】 違うんですね。

【金城課長補佐】 やはり若干、視点の違いや、規制の強さに相違があるように思えます。

【平田部会長】 それはそれぞれ目的があってつくっていますからね。

わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。自然由来の話で、関西は関西の地盤、結構、調べられていますよね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 特にM a 1 2、1 3というのはきちっと……。

【勝見委員】 データベースもちゃんと。

【平田部会長】 データベースもありますから、それはわかりやすいんですよね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 それは、益田先生、どうですか、ちゃんと基本的には自然由来等々の判別は十分できると？

【益田委員】 十分と言われると、どうでしょう。でも、M a 1 3の分布に伴うようなぐらいは大体わかると思えます。

【平田部会長】　　ということは、大阪、M a 1 2、1 3があるところであれば、大抵、持っていてもいいという話になるよね。

【勝見委員】　　なり得ますね。

【平田部会長】　　なり得るでしょう。

【勝見委員】　　はい。

【平田部会長】　　その深さが一体どこまでなの。1 0メートルまでであれば一番いいんだけど、1 0メートルよりも深いところにM a 1 3があっても大丈夫なわけね、深さの要件として。M a 1 3ってつながっていますからね、ざーっとあれは、多分ほとんど。

【勝見委員】　　そこが特例区域じゃないといけませんよね。

【平田部会長】　　もちろんそれが大前提なんだけど。

【木元委員】　　門真市、さっき出てきたんですけど、門真市もM a 1 3……。

【倉内副主査】　　門真市はM a 1 3ではない、また別の層。

【平田部会長】　　違うんですね。違うから、掘って調べようということになっているんですね。

【倉内副主査】　　そうです。

【平田部会長】　　そういうことですよね。

でも、大阪市の場合は特例区域じゃなくて、特例区域でなくても、ほとんど大阪市の場合は形質変更時要届出区域ですよ。

【倉内副主査】　　はい、そうです。

【平田部会長】　　工事等々は、多分、そちらのほうで緩くなるんですよ、地下水の要件が外れちゃうから。ですよ。

【倉内副主査】　　そうです。

【平田部会長】　　今、大阪府の場合、その特例区域で非常に大きな工事というのはどのあたりになるんですか。申請が出ているというのはあるんですか。

【倉内副主査】　　大阪市の北区あたりが多いと。

【平田部会長】　　北区ね。北ヤードでしょう。

【金城課長補佐】　　はい。

【平田部会長】　　あそこ、今、ものすごくやっていますよね、工事ね。

あの掘削したものはどうしているんですか、あそこの土壌は。持ち出さないということになっているんですかね。

【倉内副主査】 今は認定調査をされて、大丈夫な土は持ち出すというふうになっているんですけども、汚染、不適合の場合は持ち出さずにと。

【平田部会長】 中でということですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 黒坂先生、どうですか、法的に気になるところとか。

【黒坂委員】 前からずっと土砂条例のことで気になっていたもので、土砂条例のほうを少し改正していただくという方向なんですよ。

【金城課長補佐】 方向性としてはそういう検討をしています。

【黒坂委員】 条文に1つ、土砂条例のほうに、こちらのただし書き要件の中に入れていくとかそういうことになっていくということですね。

【金城課長補佐】 規則を見直すのか、そのあたり、まだ具体的なところまでは、申しわけありませんが。

【平田部会長】 でも、基本的に土砂条例はどこの地域でも厳しいですよ。厳しいですよ。僕の感じとしては厳しい。厳しい中で、土対法が緩和の方向に行っちゃっているから、そこだと思わなすよ。土砂条例を持っているところは悩むと思いますよ。

【金城課長補佐】 はい、これから検討を進めていくということでございます。

【平田部会長】 これからだよね。まだ法改正、施行されてないから、で、政省令が出てないので、検討しろといったってしょうがないのかもしれないですけど。

【勝見委員】 ただ、土砂条例でも国や自治体は除外されているということなので、法の議論の中でも、やはり公共的なところがそういう自然由来の基準不適合土壌を使っているようにしようというような議論もあったので、あまりそこを同じように民間の方も入れるようにしようというぐあいには無理には必要ないんじゃないかなと私は思っています。

ちょっと気持ち悪いと言えれば気持ち悪いところではあるんですけども、本来、土対法のところで仕分けをすべきところを、両方でやっとな完全な管理・規制になっているというのは……。それも土対法が最終的にどういう形になるかということにもよりますけれども。

【平田部会長】 落ちつくのかね、形になるのか、まだ見えてないですけどね。

【黒坂委員】 先生がおっしゃるように、そもそも土砂条例をつくるときに、土対法のものをはけてからの話という話だと思いますので、その方向でいいと思わなすですけど。

【平田部会長】 競合しないようにという、そういう意味ですよ。

【黒坂委員】 はい。という説明だったかと思うんです。

【平田部会長】 でも、土砂条例は悩ましいかな。

【黒坂委員】 そうですね、滋賀県とかは多分まだないので。

【平田部会長】 ないところがあるでしょう。

【黒坂委員】 はい。

【平田部会長】 和歌山は、京奈和をつくるときに必要でつくったんですよ、持っていくところがないので。

【黒坂委員】 ないところにどんどんいってしまうというところが。

【平田部会長】 ないところにどんどん。そうなんですよ。あるところは厳しいから、ないところという、そういうところですよ。

これもずっと管理されてきていますので、管理されているところに、法が変わるのでしようがないんですけど、あまり大きな変更がないような形のほうがいいと思いますね。

【金城課長補佐】 はい、土砂条例を担当しております部署に、いただきましたご議論をお伝えさせていただきたいと思います。

【平田部会長】 ほか、いかがでしょうか、先生方。

もう一度、確認なんですけど、特例区域に指定されていて、同じような性質の地盤であればどこに持っていってもいいということですね。

【倉内副主査】 はい。

【平田部会長】 距離は問わないわけね。

【倉内副主査】 そうですね。

【平田部会長】 ほかにいかがですか、勝見先生、笑ってはりますけど。

いや、というのは、大阪の場合、M a 1 2、1 3というのはいっぱいあるから。ありますよね、先生。

【益田委員】 低地には。低地には広がっています。

【勝見委員】 部会の議論のことを言っているのかどうかかわからないですけども、ここでの議論は、あまり遠くに持っていくのはそもそもナンセンスだろうと。

【平田部会長】 もともとはね。

【勝見委員】 ええ。なので、そこで合理的な範囲は何かというと、同一地層という形に落ちつかせればどうだということですので、どんな遠くへ持っていってもいいんやろうと言われると、そもそも、それとは違うところから議論が始まったんですけどとは言いた

くはなりませんけれども。

【平田部会長】 関西の場合ね、大阪の場合、ちゃんと調べて行って、Ma 1 2、1 3 が明確にあると言われるとつらいよね。特例区域に指定されていると。なぜあかんのと言われると、ちょっとつらいかなと。かといって、何キロという議論もおかしな話だしね、わからないから。

【益田委員】 でも、一般的な常識としたら、多分、常識的なところというのは、やっぱり勝見先生がおっしゃるようなことで、Ma 1 3ならどこでもいいというわけでもやっぱりないと。やっぱり平面的に広く広がっていると、陸域からどれぐらいの距離にあったかによって違いますからね。

【平田部会長】 違いますよね。

【益田委員】 例えば海域のかなり沖合で堆積したものを陸域に非常に近いところに移すとかというようなことになると、やっぱり慎重な検討が必要で、だから、どこでもいいというわけではなく、やっぱり常識的な範囲ってあると思う。

【平田部会長】 その常識的な範囲というのはどういう感じ？

【益田委員】 ある程度の広がりを持っていてもいいけども、そんなに遠くないところですよ。

【勝見委員】 ふわっとしか言えないですよ。

【益田委員】 その距離が、例えば1キロならいいとか10キロはだめよとか、その辺はちょっと難しいなと思うけど。

【平田部会長】 難しいね。

【益田委員】 うん。だけど、やっぱり10キロ動かすのはどうかなと、ちょっと感覚的には思いますよね。だから、大阪なんかの場合だと多分、南北も、大阪市内なら南北に10キロぐらい動かしてもいいけど、東西に10キロって、隣の市までというのはちょっとなのというの……。

【勝見委員】 縞模様ですよ、どっちかという。

【益田委員】 うん、感覚的にやっぱり思う。だから、同じような地層やからというのはいかがなものかなとちょっと思いますけど。

【勝見委員】 そうですね。それはあくまでもミニマムの基準だということだと思います。

【平田部会長】 どこで判断するんですかね。

【益田委員】 さっきおっしゃったような、例えば広い範囲で宅地造成していて、その中で動かすとか、大規模開発していて、その土地の中でどこかへ動かすとかいうようなことであれば全然問題ないと思うんですよ。だけど、やっぱり飛び地みたいになったところで、5キロも10キロも離れた飛び地に持っていくというのはちょっとどうかと。

【勝見委員】 そうですね。

【平田部会長】 それをやるのは公共だよ、道路とかね。

【金城課長補佐】 移動を認める要件の1つとして、搬出先の基準超過物質の種類が発生元の基準超過の物質を全て含むことというのがあります。それが東西方向の5キロとか10キロの移動のときの制約条件につながりませんか、いかがでしょうか。

【益田委員】 そういうことをきちんと調べられていれば、多分、使えると。

【金城課長補佐】 条件を満たすということが……。

【益田委員】 両方が同じような有害物質を含んでいるということがきちんと評価できていれば全然問題ないと思いますけどね。だから、それは歯止めにはなるとは思う。

【勝見委員】 種類はありますが、細かいことを言えば、濃度はないんですよ。だから、先生ご指摘のように、海に近いところで堆積したものでヒ素が超えていて、内陸でもヒ素が超えていて、どちらも自然由来特例区域で、濃度は実は海側のほうがやっぱり高いというものを陸側に持ってくるというのは、同じ特例区域であっても気持ち悪いなという意見はあるのかもしれませんが。同じヒ素だから、基準超過もどちらも値は知れているから、持っていてもいいだろうという意見もまた逆にあるかもしれませんが、そこはちょっと……。

【平田部会長】 少なくともやっぱり高いものを低いところには持っていかないというのはね。

【勝見委員】 0.05を0.02ぐらいのところを持っていてもいいことになっていますよね。

【平田部会長】 自然由来の場合、高いといっても10倍以内だからね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 ただ、あまりに違っているのを持っていくのはどうかという気はしますよね。

【勝見委員】 はい。

【平田部会長】 でも、そういう事例、これからいっぱい出てきますよね。今までは動

かせなかったからやっていなかっただけの話で、基本的に、動き出すとすごく動きますよ。

ということですよね。認定調査というか、それも指定された物質だけになりますから、それ以外の物質は調べないということになりますから、それは気になるんだけど、まあ、言っても仕方がないので。

【益田委員】　でも、今おっしゃったような、例えば濃度が高いものを低いところに動かすとかいう場合というのは、やっぱりかなり慎重にならないといけないと思うんですよね。前も言ったと思うんですけど、濃度が高くても、そのまま固定されていれば、全然、移動しないわけですよ。だけど、一回掘り返すとやっぱり環境が変わるから、そうすると、濃度の高いものを薄いところに移動させると、やっぱり動き出す可能性はすごく高くなると思うんですよ。だから、動かす場合は、やっぱり低いほうを高いところへ持つていくのであれば、それより大きくなることはないので多分問題ないけど、逆の場合は、やっぱり慎重でないといけないんじゃないかなと。飛び地で動かすときというのは、そういう濃度も含めて、ちょっと慎重に考える必要はあるなと思いますね。

【平田部会長】　特に、今までずっと眠っていたものを掘削して、そこに酸素が入っちゃうとかね、それで様子が変わるものは結構ありますからね。それは十分注意を払うという、そういうことでしょうか。かといって、なかなか難しいよね。もともとの濃度そのものが非常にばらつきが大きいし、高い低いといって10倍以内のところですので、なかなか難しいんですが、注意を払うということは大事なことからね。

ほか、いかがでしょうか。

じゃ、あとは、新しく入ってくる場所というのは形質変更する深さプラス1メートルですかね、そこまでいいですよという、そういう話ですよ。そういうところですね。

よろしいでしょうか。これもこの前も議論されたところだと思いますので。

ちょっと時間が来ておりますので先に進めさせていただきたいと思います。

次は4番目のところです。府域の状況から見た土壌汚染対策に関する課題、実効性の確保というところで説明をお願いします。

【倉内副主査】　資料1の46ページをごらんください。

自主調査等の指針における適切な自主調査の実施や基準不適合土壌の措置のあり方について、前回の部会で論点をお示ししました際に、指針の普及には自主調査を行った成功事例を示すことが効果的だご指摘をいただきました。この点について、50ページの普及促進のところに追記をさせていただいております。

成功事例について府域の政令市であるとか他の府県にもヒアリング等を行いました、こういう事例はなかなか行政には届きにくいようでして、そこで再度検討いたしまして、レ点の2つ目のところに、土地所有者や事業者にとってのメリットを書き加えさせていただいております。

調査については法や条例では施設の廃止時に義務があるわけですが、費用が一気にかかりますし、期限も120日以内という縛りがありますけれども、自主調査であれば、長期的な視野に立って計画的に調査を行うことによって、調査や対策に要する投資の平準化であるとか、汚染が進行する以前に対策を講じることが可能になりますので、これらのことについて書き加えさせていただいています。

自主調査の指針については、今後、指針が持つ意義を説明する際にこうしたメリットについても伝えて、普及促進を図っていければと思っております。

51ページに、制度の実効性の確保についての記載をさせていただいています。

先に資料2の6ページをごらんください。 現行の条例での罰則について整理させていただいております。

現行の条例においては、要措置管理区域の汚染除去の措置や、要届出管理区域における土地の形質変更とか汚染土壌の搬出に関する規定への違反について、懲役、罰金などの罰則規定を設けております。一方、土壌汚染状況調査の結果の報告に関して、報告義務違反については、報告すべきことを勧告しまして、従わない場合には勧告内容について公表できるという規定としています。このように規制の内容に応じまして、制度の実効性を確保するために必要な措置を講じているところでございます。

従来のこの考え方に倣いまして、51ページに戻っていただいて、今回追加しようとしています規定の実効性を確保するため、汚染除去等計画の変更命令に違反した場合や、汚染の除去等の措置の実施制限に違反した場合、形質変更の事後届出を行わなかった場合には罰則を科すことが適当ではないかとしております。

一方、土壌汚染状況調査についても、実施しなかった場合であるとか虚偽の報告をした場合には勧告を行いまして、従わない場合には違反者の氏名及び勧告の内容を公表できるとすることが適当ではないかと論点をお示ししております。

以上で資料の説明を終わります。

【平田部会長】 ありがとうございます。

今までこういうのはあったんですか、公表するとか。

【倉内副主査】 今まではございません。

【平田部会長】 ないですね。

【金城課長補佐】 はい。十分な抑止力を持っているということではないかと思えます。

【平田部会長】 やはり一番大事なのは自主調査を全部ちゃんとやっていただくということかな。なかなかね、うまくいくものはいくんだろうけど、うまくいかないものは何もしなくなっちゃうのかな、結果的には。そういうところ、できるだけ自主調査を使ったほうがスムーズにいきますよね、今後の対策のこと等々も含めて。

【金城課長補佐】 自主的な取組みを促したり、支援したりということを今後さらに行っていきたいと考えております。

【平田部会長】 ご意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

予定していた課題は以上ですね。

【倉内副主査】 はい。以上です。

【平田部会長】 じゃ、全体を通して何か気になるところはございますか。

ただ、政省令が出ていないので、ここが一番厄介な……。

【金城課長補佐】 申しわけありません。

【平田部会長】 いやいや、皆さんじゃなくて、やっぱり舌足らずになっているんですよ。明確にこうという……。法を遵守するということになっているんだけど、なかなか細かいところまで言い切れないというところがあって、ちょっと歯切れが悪くなっているところがたくさんあるんですが、もうしばらくお待ちいただいて、出た段階で、改めてきちっと法に合わせた形で、あるいはその横出しをするとか、そういったものも決めていきたいと思っておる次第ですが、それでよろしいでしょうか。

あとは今後の予定ですかね。

【中戸課長補佐】 今後のスケジュール案につきまして、資料3に基づいてご説明させていただきます。

本日、平成29年度の第1回でお示しいたしました5つの観点全てについてご審議いただきました。これまでご審議いただいた内容を取りまとめたものを案としてお示しいたしまして、ご審議いただきたいと考えております。

ご審議していただいた結果をもとに、修正したものについて、案として10月ごろにパブリックコメント手続を実施いたしまして、第4回部会でパブリックコメントで出てまいりました府民意見等に対する部会の考え方についてご審議いただくとともに、最終的な部

会報告の検討、このときに実際に出てきました政省令案とのすり合わせ等々も必要になってくるかと思えますけれども、取りまとめを行わせていただきたいと考えております。

ここで取りまとめられたものを部会報告として、平成30年度の第2回大阪府環境審議会に提出してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

【平田部会長】 ありがとうございます。ほかに何か事務局からございますか。

【金城課長補佐】 特にございません。ありがとうございました。

【平田部会長】 府のほうでおまとめいただいて、最終案をつくっていただくということで、次回もよろしくお願ひしたいと思えます。

では、本日はこれで。どうもありがとうございました。

【和田技師】 長時間のご審議、ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成30年度第2回土壌汚染対策検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —